

○一関工業高等専門学校点検評価委員会規則

(平成25年3月29日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校運営組織規則第29条第2項の規定に基づき、一関工業高等専門学校点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、『一関工業高等専門学校の目的』を達成するため、自己点検及び自己評価を行い、一関工業高等専門学校の継続的な向上を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項を実施する。

- 一 点検評価規則に定める自己点検・評価、外部評価、第三者評価に関する事項
- 二 毎年度、教務委員会に対する、本科及び専攻科のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの点検及び点検結果報告の要請に係る事項
- 三 毎年度、入試委員会に対する、本科及び専攻科のアドミッション・ポリシーの点検及び点検結果報告の要請に係る事項
- 四 ファカルティ・ディベロップメントに関する調査の取りまとめ事項
- 五 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの点検・評価に関する事項
- 六 その他、点検及び評価に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長
- 二 校長補佐
- 三 評価・学校改革担当補佐
- 四 総務課長
- 五 学生課長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長補佐（評価・学校改革担当）をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に高等専門学校機関別認証評価の様式に従う自己評価書の作成等、具体的な作業

を行うため点検評価委員会評価対応部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会に関する必要な事項は、別に定める。

（報告）

第8条 委員長は、委員会で審議された事項を整理し、校長に報告するものとする。

（事務）

第9条 委員会の事務は、総務課が処理する。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 一関工業高等専門学校学習教育評価点検委員会規則（平成16年2月17日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月7日規則第20号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。